

私立専修学校運営費補助金事務取扱要領

1 取扱要領の趣旨

この取扱要領は、私立専修学校運営費補助金交付要綱（（昭和56年3月3日岩手県告示第285号）以下「要綱」という。）第2に基づき交付する補助金について、補助金の算定方法等の取扱いに関する細目を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

2 補助金交付の対象除外等

補助金交付の対象となった学校法人等（要綱第1で定める「学校法人」及び「準学校法人」を「学校法人等」と総称する。以下同じ。）のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した等の学校法人等は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。

なお、減額の対象及び範囲は別紙のとおりとする。

3 補助金の配分割合及び算定方法

- (1) 高等課程（大学入学資格付与校）に対する補助金の配分は生徒数割及びエネルギー価格高騰対策割とし、次に掲げる方法により算出した額の合計とする。

① 生徒数割

生徒一人当たり予算単価に生徒数を乗じて得た額とする。

ア 生徒数は、当該年度の5月1日現在の生徒数とする。

ただし、学科別の生徒数が定員を超える場合は定員とする。

イ 補助金の対象となる生徒は、高等課程（大学入学資格付与校）に在学する生徒とする。

② エネルギー価格高騰対策割

価格高騰による光熱費のかかり増し経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とする。

ただし、1校につき95万円を限度とする。

- (2) 高等課程（大学入学資格付与校）以外の各学校に対する補助金の配分は均等割、生徒数割及びエネルギー価格高騰対策割とし、次に掲げる方法により算出した額の合計額とする。

① 均等割

予算計上額の3分の1に相当する額以内の額を、補助対象校数で除して得た額とする。

② 生徒数割

予算計上額から均等割額及びエネルギー価格高騰対策割を除いた額を生徒数の割合により配分する。

ア 生徒数は、当該年度の5月1日現在の生徒数とする。

ただし、学科別の生徒数が定員を超える場合は定員とする。

イ 高等課程の生徒数は、2を乗じて得た数とする。

ウ 補助金の対象となる生徒は、高等課程及び専門課程に在学する生徒とする。

③ エネルギー価格高騰対策割

価格高騰による光熱費のかかり増し経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とする。

ただし、1校につき95万円を限度とする。

4 補助金の交付時期

補助金の交付時期は原則12月及び3月とする。ただし、知事が必要と認める場合、交付の時期を変更することがある。

5 事業の確認

補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、学校法人等に対して報告を求め、又は学校内に立ち入り、帳簿その他の物件を審査し、若しくは関係者に質問すること等により、学校法人等の経理、運営の状況について調査確認するものとする。

6 提出書類

別表のとおりとする。

別表

提 出 書 類	様 式	提 出 部 数	提出時期
1 交付申請時 ① 私立専修学校運営費補助金 交付申請書 ② 添付書類 ア 私立専修学校運営費所要 額調書 イ 納付金収入状況 ウ 補助対象経費の内訳 エ エネルギー価格高騰対策 所要額調書	要綱で定める。 要綱で定める。 別 紙 1 別 紙 2 別 紙 5	要綱で定める。 1 部	別に定める。
2 事業完了時 ① 私立専修学校運営費補助金 請求書（全額補助金の前金払 交付を受けた場合は提出の必 要なし） ② 私立専修学校運営費補助金 実績報告書 ③ 添付書類 ア 私立専修学校運営費支出 済額調書 イ 納付金収入状況 ウ 補助対象経費の内訳 エ 教職員給与支給明細書 オ 収支決算 カ エネルギー価格高騰対策 支出済額調書	要綱で定める。 別紙様式 要綱で定める。 別 紙 1 別 紙 2 別 紙 3 別 紙 4 別 紙 5	要綱で定める。 1 部	事業完了後速 やかに。
3 前金払請求時 ① 私立専修学校運営費補助金 前金払請求書 ② 添付書類 収支計画書	要綱で定める。 別 紙	1 部	

別紙

学校法人又はその設置する学校若しくは専修学校又は学校法人以外の
私立の幼稚園における補助金の減額について

1 減額の対象

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合
- (2) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合
- (3) 学校法人又はその設置する学校若しくは専修学校又は学校法人以外の私立の幼稚園（以下「学校法人等」という。）の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合
- (4) 会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合
- (5) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人等の運営の適正な執行を期しがたい場合
- (6) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
- (7) 補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合
- (8) その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

2 減額の範囲

- (1) 5割の範囲内とする。
- (2) 前記1の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく適正を欠くため、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたい場合又は補助金の交付の目的を達成することができないと認められる場合は、これを交付しないものとする。
なお、補助金の交付の決定又は交付があった後においても適用があるものとする。